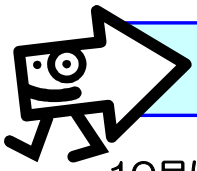
企業経営に役立つ給与・労務情報満載！

communis 通信

発行:コムニスサポート有限会社
〒343-0816 埼玉県越谷市弥生町3-33-4階
TEL:048-940-5246 FAX:048-940-5247
E-mail: info@cmns.jp



【令和４年度後半】 労務管理・給与計算はこう変わる！

10月は労務関連の法律が多く変わりますので、一足先に最新の情報をご案内します。

法改正情報①【育児休業法の主な改正ポイント】 ※就業規則の見直しが必要です

	産後パパ育休※ （育休とは別に取得可能）	育児休業
対象期間／ 取得可能日数	子の出生後８週間以内に ４週間まで取得可能	原則子が１歳 （最長２歳）まで
申出期限	原則休業の２週間前まで	原則１ヶ月前まで
分割取得	分割して２回取得可能 （初めにまとめて申出が必要）	分割して２回取得可能 （取得の際にそれぞれ申出）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業可能	原則就業不可

※男性も育児休業給付金を受給できます。育児休業の分割取得、産後パパ育休を予定されている従業員がいる場合には、取得前に必ずコムニスサポートまでご連絡ください。
タイムスケジュール、用意する書類、受給額等をご案内します。

法改正情報②【雇用保険料率改定】

10月から労働者負担、事業主負担の料率が変更となります。

（一般の事業の場合）

	令和4年4月 ～9月	令和4年10月 ～令和5年3月
①労働者負担	3/1000	5/1000
②事業主負担	6.5/1000	8.5/1000
①+② 雇用保険料率	9.5/1000	13.5/1000

※月給30万円の場合の労働者負担額
30万円×5／1000＝1,500円／月
（9月までと比較して、労働者、事業主ともに負担額が600円増加します）

法改正情報③【最低賃金改定】

10月から地域別最低賃金が変更となります。従業員の皆様の時間額が最低賃金を下回っていないかを確認し、必要に応じて賃金額を変更しましょう。

都道府県	令和4年度時間額（前年比）
東京都	1,072円（31円増）
埼玉県	987円（31円増）
神奈川県	1,071円（31円増）
千葉県	984円（31円増）

※最低賃金は、発効日以降に働いた時間に対して適用されます。

例）月末締め翌月10日支給の場合
10月10日支給：旧最低賃金適用
11月10日支給：新最低賃金適用

★ 最新の情報に関しましては、コムニスサポートまでお問い合わせください。